

基準額（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）			(1) 障害福祉サービスを円滑に継続するための対応	(2) 災害備蓄等への対応
助成対象事業所・施設			気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても障害福祉サービス等を継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等	災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために費用を支出した事業所・施設等
事業所・施設等の種別（※1）				
1		同一建物減算の算定がある事業所（※2）	200	/事業所
2	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業所	1月あたり延べ訪問回数200回以下	300	/事業所
3	居宅訪問型児童発達支援事業所（※3）、保育所等訪問支援事業所（※3）	1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400	/事業所
4		1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500	/事業所
5	生活介護事業所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型） 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200	/事業所
6		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300	/事業所
7		1月あたり延べ利用者数601人以上	400	/事業所
8	就労選択支援事業所		200	/事業所
9	就労定着支援事業所		200	/事業所
10	自立生活援助事業所		200	/事業所
11	地域移行支援事業所		200	/事業所
12	地域定着支援事業所		200	/事業所
13	特定相談支援事業所（計画相談）		200	/事業所
14	障害児相談支援事業所		200	/事業所
15	共同生活援助事業所（※3）		6	/定員
16	療養介護事業所（※3）		6	/定員
17	宿泊型自立訓練事業所（※3）		6	/定員
18	障害者支援施設（施設入所支援）（※3）		6	/定員
19	短期入所事業所（併設型、単独型）（※3）		6	/定員
20	福祉型障害児入所施設（※3）		6	/定員
21	医療型障害児入所施設（※3）		6	/定員
対象経費の例（※4）			ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 イ. ネットクーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費 ウ. 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費	ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費 エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費
補助額			<ul style="list-style-type: none"> 事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 基準額を超えない範囲で、1事業所・施設に（1）と（2）の両方を助成することができる。 対象となる経費の単価は、消費税及び地方消費税を除いた価格とする。 取得時の単価が30万円未満のものに限る。 1事業所・施設当たり1回まで助成することができる。 	

（※1）・1月あたり延べ訪問回数、1月あたり延べ利用者数については、令和7年4月から令和8年3月サービス提供分までの平均値により判断する。

・介護保険サービスと障害福祉サービスを同一事業所で提供する共生型サービス事業所については、介護保険事業者として「介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金」に補助申請をすること。

（※2）・同一敷地内若しくは隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者又は同一の建物に居住する20人以上の利用者に居宅介護を提供し、減算を行っている事業所（多機能型事業所も含む。）は当該区分に該当する。

（※3）・補助上限額は、基準額に定員数を乗じた額とする。

（※4）・障害福祉サービス等報酬その他の国庫補助金等により措置されているものは、補助対象としない。